

調定手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																
中之島図書館	<p>行政財産の貸付料に係る徴収事務において、調定すべき時期を失し、当該契約に基づく納期限を誤って調定していた。</p> <p>【大阪府立中之島図書館府有財産賃貸借に関する基本協定】 (貸付料の支払) 第5条 乙は、第4条第1項の貸付料について、毎年度4回に分け、甲の発行する納入通知書により甲に支払わねばならない。 2 各年度の第1回分は4月30日までに、第2回分は7月31日までに、第3回分は10月31日までに、第4回分は1月31日までに支払うものとする。ただし、本契約にいう会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>【府有財産賃貸借契約書】 (使用目的) 第3条 乙は、貸付物件を直接「カフェの営業を目的」として使用しなければならない。 (賃貸料の支払) 第7条 乙は、第5条に定める賃貸料を、甲の発行する納入通知書により、四半期(3箇月)毎に甲に支払わなければならない。 3 乙は、前項に定める支払期限までに賃貸料を支払わなかったときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ遅延利息として当該金額につき年5パーセントの割合で計算した金額(500円未満を除く。)を、甲の発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。ただし、大阪府財務規則に定める違約金利率に改定があったときは、改定後の利率による。</p> <p>(注)「甲」については賃貸人 大阪府を示し、「乙」については借借人を示す。</p> <table border="1" data-bbox="498 1360 1638 1724"> <thead> <tr> <th rowspan="2">平成29年度の調定</th> <th rowspan="2">調定年月日</th> <th rowspan="2">調定額</th> <th colspan="2">納入期限日</th> <th rowspan="2">収納年月日</th> </tr> <tr> <th>本来の納期限</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回分</td> <td>平成29年4月26日</td> <td>810,000円</td> <td>平成29年5月16日</td> <td>平成29年4月30日</td> <td>平成29年5月12日</td> </tr> <tr> <td>第2回分</td> <td>平成29年9月1日</td> <td>810,000円</td> <td>平成29年9月21日</td> <td>平成29年7月31日</td> <td>平成29年9月13日</td> </tr> <tr> <td>第3回分</td> <td>平成30年3月23日</td> <td>810,000円</td> <td>平成30年4月12日</td> <td>平成29年10月31日</td> <td>平成30年4月11日</td> </tr> <tr> <td>第4回分</td> <td>平成30年3月23日</td> <td>810,000円</td> <td>平成30年4月12日</td> <td>平成30年1月31日</td> <td>平成30年4月11日</td> </tr> </tbody> </table>	平成29年度の調定	調定年月日	調定額	納入期限日		収納年月日	本来の納期限		第1回分	平成29年4月26日	810,000円	平成29年5月16日	平成29年4月30日	平成29年5月12日	第2回分	平成29年9月1日	810,000円	平成29年9月21日	平成29年7月31日	平成29年9月13日	第3回分	平成30年3月23日	810,000円	平成30年4月12日	平成29年10月31日	平成30年4月11日	第4回分	平成30年3月23日	810,000円	平成30年4月12日	平成30年1月31日	平成30年4月11日	<p>検出事項について調定すべき時期を失した原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方自治法】 (歳入の収入の方法) 第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】 (歳入の調定及び納入の通知) 第154条 地方自治法第231条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (歳入の調定) 第22条 歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、年度、会計、科目、所属、金額、納期限、納入義務者等を誤っていないか、その他法令又は契約に違反する事実がないかを調査の上調定伺書(様式第20号)を作成し、これを決定しなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第22条関係 4 法令、契約等により分割して納入させる処分又は特約をしている債権は、当該処分又は特約に基づく納期限が到来するごとに調定するものとする。ただし、年額又は数回分を同時に納入義務者に通知する必要があるもの(府営住宅の使用料、学校の授業料等)については、年間分又は数回分をまとめて調定することができるものとする。</p>	<p>検出事項について、調定すべき時期を失した原因は行政財産の貸付料に係る徴収事務において大阪府立中之島図書館府有財産賃貸借に関する基本協定及び府有財産賃貸借契約書を十分に確認していなかったためである。再発防止に向け、徴収事務に当たって、収入の原因となる契約に係る契約書等の証拠書類の管理及び確認を徹底するとともに、総務課内で関係事務のスケジュールを共有し、所属のチェック体制を強化した。</p>
平成29年度の調定	調定年月日				調定額	納入期限日		収納年月日																											
		本来の納期限																																	
第1回分	平成29年4月26日	810,000円	平成29年5月16日	平成29年4月30日	平成29年5月12日																														
第2回分	平成29年9月1日	810,000円	平成29年9月21日	平成29年7月31日	平成29年9月13日																														
第3回分	平成30年3月23日	810,000円	平成30年4月12日	平成29年10月31日	平成30年4月11日																														
第4回分	平成30年3月23日	810,000円	平成30年4月12日	平成30年1月31日	平成30年4月11日																														

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年10月4日)